中小企業における会計情報の信頼性確保
―理論、制度及び実態―

林　　　隆　敏

要　旨

本稿では、中小企業における会計情報の信頼性確保のあり方について、理論、制度及び実態を踏まえながら考察する。具体的には、⑴会計情報の信頼性を保証業務によって確保するか、それとも関連業務によるか、及び⑵業務の提供を法定とするか、それとも任意とするかを軸として議論を展開する。中小企業における会計情報の信頼性確保を巡る会社法制上の議論の経緯、保証業務と関連業務の性質、関連する現行制度の内容と実態、及び任意で行われているいくつかの保証類似業務ないし関連業務の実態を検討した結果、まずは、中小企業の実際のニーズに応じた関連業務の提供による信頼性確保が望ましいと考える。

キーワード：中小企業（SMEs）、会計情報（accounting information）、信頼性（reliability）、監査（audit）、保証業務（assurance service）

I　議論の目的

日本経済の重要な担い手である中小企業の経営において、会計は、特に経営管理への貢献という点で重要な役割を果たしている。また、2005年には「中小企業の会計に関する指針」が、そして2012年には「中小企業の会計に関する基本要領」がそれぞれ公表され、会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等が示され、中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供という側面も重視されるようになってきている。外部利害関係者への情報提供という観点からは、当該会計情報の

信頼性が重要な意味を持つことは言うまでもない。このような文脈において、中小企業の会計情報の信頼性確保がしばしば議論されるが、はじめに「監査」ありきという論調が散見される。しかし、会計情報の信頼性確保の手段は監査に限定されるものではない。そこで本稿では、中小企業の会計情報の信頼性確保について、監査を含む「保証業務」によるか、作成への関与を含む「関連業務」によるか、また、それを法定とするか任意に委ねるかを議論の軸として考察し、今後の議論の発展に資する考え方を提示したい[1)]。

II　議論の枠組みと対象

1　議論の枠組み

中小企業の会計情報の信頼性確保のあり方を考察するにあたり、検討すべき課題は、以下のように、①誰のどのような目的のために、②どのようにして、会計情報の信頼性確保を図るかに整理できる。信頼性確保の主体は、言うまでもなく会計情報作成の当事者（経営者）である。

①　情報利用者および利用目的：経営者の経営管理目的、金融機関の融資意思決定目的、および税務当局の徴税目的

②　信頼性確保の方法：当事者の会計能力の向上、もしくは第三者による保証又は作成関与

本稿では、②に焦点を合わせ、第三者による信頼性確保について、監査を含む保証業務とともに、記帳及び計算書類作成への関与も検討したい。

議論を進めるにあたって、第三者による会計情報の信頼性確保の方法として、第１表に示す枠組みを用いる。議論の軸は、①保証業務による信頼性確保か、関連業務による信頼性確保か、及び②その業務を法定とするか任意とするか、の２つである。それぞれの軸について、理論、制度及び実務（実態）の観点から考察する。

---

1)　本稿は、2017年９月７日に開催された中小企業会計学会第５回全国大会（於：熊本学園大学）の統一論題報告「中小企業の監査の考え方」の内容に基づいて執筆したものである。

第１表　中小企業の会計情報の信頼性確保のあり方

<table>
<tr><th colspan="2">法規の要請
業務の種類</th><th>法　定</th><th>任　意</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保証業務</td><td>監査証明業務
（監査・四半期レビュー）</td><td>金融商品取引法監査
会社法監査　など</td><td>自由（左記に準じた監査）</td></tr>
<tr><td>その他の保証業務</td><td>該当なし</td><td>経営者保証ガイドラインに基づく業務　など</td></tr>
<tr><td>関連業務</td><td>合意された手続、調整、作成</td><td>会計参与制度</td><td>書面添付制度
チェックリスト制度
経理指導　など</td></tr>
</table>

出典：筆者作成

2　議論の対象

本稿の議論の対象は株式会社とする。図表２は、株式会社のカテゴリーと会計・監査規定の概要をまとめたものである。

第２表　株式会社のカテゴリーと会計・監査規定

<table>
<tr><th>カテゴリー</th><th>会社数</th><th>連結財務諸表</th><th>単体財務諸表</th><th>会計士監査</th></tr>
<tr><td>① 上場企業</td><td>約3,600社</td><td rowspan="2">日本基準
(IFRS 任意適用)</td><td rowspan="3">日本基準</td><td rowspan="3">義務あり</td></tr>
<tr><td>② 金商法による開示会社(注１)</td><td>約600社</td></tr>
<tr><td>③ 会社法上の大会社(注２)</td><td>約8,000社</td><td>作成義務なし</td></tr>
<tr><td>④ その他の株式会社(注３)</td><td>約258万社</td><td>作成義務なし</td><td>中小会計指針
中小会計要領</td><td>義務なし</td></tr>
</table>

注１：①を除く。
注２：有価証券報告書提出会社（①と②）を除く、資本金５億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社。
注３：①、②及び③以外の株式会社。
出典：金融庁（2012）の資料１−２に基づいて作成。

第２表のうち、本稿で議論の対象とする株式会社は、連結財務諸表の作成義務がなく、「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」や「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の採用が想定され、公認会計士

による監査を受ける義務のない「その他の株式会社」であり、その数は約258万社である。

次に、第３表は、会社法における株式会社の区分と機関設計を示している。

第３表　株式会社の区分と機関設計

	大会社(注１)	大会社以外
公開会社(注２)	①取締役会＋監査役会＋会計監査人 ②取締役会＋指名委員会等＋会計監査人 ③取締役会＋監査等委員会＋会計監査人	②取締役会＋指名委員会等＋会計監査人 ③取締役会＋監査等委員会＋会計監査人 ④取締役会＋監査役 ⑤取締役会＋監査役会
株式譲渡制限会社	①取締役会＋監査役会＋会計監査人 ②取締役会＋指名委員会等＋会計監査人 ③取締役会＋監査等委員会＋会計監査人 ⑥取締役＋監査役＋会計監査人 ⑦取締役会＋監査役＋会計監査人	②取締役会＋指名委員会等＋会計監査人 ③取締役会＋監査等委員会＋会計監査人 ④取締役会＋監査役 ⑤取締役会＋監査役会 ⑧取締役 ⑨取締役会＋会計参与

注１：大会社：最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が５億円以上であるか、又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社。
注２：公開会社：その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社。
注３：任意に設置できる機関は記載していない。
出典：筆者作成

第３表の４つの区分のうち、第２表の「その他の株式会社」に対応するのは、株式譲渡制限会社かつ大会社以外の株式会社（右下の区分）である。この区分に属する株式会社は、機関設計について６つの選択肢を有するが、②③④⑤では、会計監査人、監査役又は監査役会による会計監査が予定され、⑨では会計参与による共同作成が予定されている。したがって、会計監査が実施されないこと、又は会計参与を置かないことにより、会計情報の信頼性確保が問題となりうるのは、⑧の機関設計を採用する株式会社のみである。⑧に該当する会社には、従前の有限会社や個人事業主の法人成り（つまり、きわめて小規模な会社）が多く含まれ、株主総会による計算書類の直接的な確認と承認によるアカウンタビリティーの解除が想定されていると考えられる。

中小企業庁（2016）のデータによれば、2012年の事業者数は386.4万者で、そのうち中小企業・小規模事業者は385.3万者（99.7％）を占めている。これに第２表のデータを当てはめれば、中小企業・小規模事業者のうち約258万社（67％）は株式会社形態をとっている[2)]。また、国税庁（2017）によれば、2012年度の申告法人数は260万606社であり、そのうち資本金１億円以下の中小法人等の数は257万7,583社（99.1％）である。

３　中小企業の特質

以上より、本稿で議論の対象とする中小企業（株式譲渡制限会社かつ大会社以外の株式会社）のほとんどは、資本金１億円以下の株式会社であると推定される。このような中小企業の特質としては、一般に、以下の特質が指摘される。

① 所有と経営の一致（所有者＝経営者）

中小企業では、通常、株式の譲渡制限が付されており、株式が第三者に自由に流通することは想定されていない。

② 金融機関からの借入れによる資金調達

新株発行や起債といった資本市場での資金調達を行うことはほとんどなく、金融機関からの借り入れが中心である。①の特徴と合わせて、計算書類等の開示先は、主として主要取引金融機関、主要取引先、既存株主等である。

③ 内部統制が未整備であるか、有効性が低い

従業員数やコスト・ベネフィットの制約により、経営者によるコントロールが中心である。

④ 十分な経理体制を持ち合わせていない

経理担当者の人数が少なく、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持っていない。ある調査（富士経済、2015、20頁）によれ

2）　第２表の会社数がいつの時点のデータであるかは明示されていないが、企画調整部会の議事録からは2012年３月頃のデータと推測される。

ば、経理財務の担当人員数は、1人58.2％、2人17.9％、0人12.2％という状況である。

⑤ 税法を意識した会計処理

多くの中小企業では、税務申告が計算書類等作成の目的の大きな割合を占め、法人税法で定める処理を意識した会計が行われている。

上記のうち、とくに①から④は、本稿での議論に影響する特徴である。

Ⅲ 過去の議論

中小企業の会計情報の信頼性の確保については、会社法制上、商法改正議論において、大小会社区分立法と会社の計算・公開・監査の問題として議論がなされた。特に、昭和56（1981）年の商法改正後に議論が具体化し、昭和59（1984）年5月に公表された法務省民事局参事官室「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」において、会計監査人の監査を受けない非公開会社のうち、一定規模以上の会社について会計専門家（監査法人、公認会計士、会計士補又は税理士）による「限定した監査」を強制することの是非について、法曹界、大学及び経済団体等の関係諸団体に意見照会がなされた。

1 「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」

「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」（以下、「問題点」とする。）では、「七 計算・公開に関する問題点」において、「専門家による外部『監査』」と題した以下の照会がなされた。

「5 会計監査人監査を受けない非公開会社（4参照）のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項二号。九号に該当）等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか。」

この「問題点」は、監査という言葉にあえてカギ括弧を付し、「限定」という言葉を用いて、商法第281条ノ３第２項第２号及び第９号に掲げられている事項について監査を行い、監査意見を表明することを想定していたと解されるが、そのような限定的な監査（簡易監査とも呼ばれた）の実効性や有意性が多くの議論を呼ぶこととなった。

２「商法・有限会社法改正試案」

「問題点」は、上記の意見照会の結果を踏まえ、より改正事項の内容に適合した「商法・有限会社法改正試案」（以下、「試案」とする。）という名称にあらためられ、昭和61（1986）年５月に法務省民事局参事官室から公表された。

「試案」には、上記の「限定した監査」に関連して、①会計監査人による監査（監査案)、②会計調査人による調査（調査案)、③会計専門家による指導（指導案）が示されており、中小会社の計算書類の信頼性確保に関する初めての提案がなされた。

① 監査案：「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（商法特例法）による大会社に対する会計監査人監査の適用範囲を有限会社に拡大する案。

② 調査案：資本金3,000万円未満かつ負債総額３億円未満の株式会社以外の会社に「調査」を強制し、会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうかを報告する案（改正試案四4c)。この案における調査人の心証の程度は「一応の確からしさ」とされ（改正試案四4c(注)4)、アメリカにおけるレビュー業務を想定した提案と考えられる。

③ 指導案：会計専門家が会社の計算（会社の会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が商法に即して作成されたかどうか）を指導し、その指導の内容、指導の結果等を報告する案（改正試案5,5(注)2)。指導とは「計算書類の作成機能と証明機能を分けたときに、作成機能の方に専門

家が関与する」（新井、1986）ものと整理できる。これは、2005年「会社法」により導入された会計参与制度につながる提案である。

3 「商法・有限会社法改正試案」に関する意見書

上記の「試案」については、関係各界を巻き込んで賛否両論様々な議論がなされた。ここでは、日本監査研究学会・中小会社監査研究部会による「『商法・有限会社法改正試案』に関する意見書』（日本監査研究学会、1989）（以下、「意見書」とする。）の内容を紹介する[3)]。

「意見書」は、会計監査人監査の適用範囲を有限会社に拡大する監査案には賛成の立場を採る一方で、調査案には強く反対した。反対意見の骨子は、以下のようにまとめられる。

① 通常の監査の手続面における省略を予定する一方で、利害関係者に対する計算書類の信頼性について監査証明と同じような保証を与えようとしている。

② 調査人の独立性につき、監査役と同程度の独立性を認めるだけで、監査と同じ証明を与えようとしている。

③ 貸借対照表と損益計算書の一部分の良否を判断するだけでは、必ずしもその全体を証明することにはならない。

④ 監査基準・準則による監査方法は最も合理的に証拠を収集・評価する方式を体系的に示したものであり、これに準拠せずに証明に値する監査意見を表明することは不可能である。

⑤ 従来の正規の監査の水準低下を招来し、監査制度を根底から揺るがすものとなり、商法監査の形骸化を招くおそれあり。

上記のうち①③④⑤については、現在では、四半期レビューや準拠性監査が制度化され、保証業務に関する議論も深まってきており、当時とは状況が

3） この他にも、直接影響を受ける中小企業界の反対が強く、また公開される計算書類を対象とした限定「監査」の構想に日本公認会計士協会の猛反対があった（酒巻、2004、84頁）。

異なる。

なお、「意見書」は、十分かつ詳細な検討が必要だが、監査と同じような証明や保証を利害関係者に直接行うものではなく、監査の水準低下や商法監査の形骸化を回避できるものとして、指導案には賛成の立場を採っている。

4　会計参与制度

このような議論を経て、平成2（1990）年の改正商法には「試案」の内容は盛り込まれなかった。そのため、会計監査人の設置が強制される大会社以外の中小会社の計算書類について、その信頼性確保（適正担保）の問題が依然として残された。

そこで、平成 15（2003）年11月に公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」では、①有限会社のうちの大規模なもの（会計監査人の設置が強制される株式会社に相当する規模のもの）についても会計監査人の設置を強制するものとする方向で検討することが示されるとともに、②会計監査人の設置が強制されない会社は、当時の小会社（資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満）の範囲の会社であっても、会計監査人を任意に設置することができるものとするという案が示された。

この小会社による会計監査人の任意設置案に対しては、中小企業が会計監査人を設置するのは費用等から見て現実的でなく、圧倒的多数の中小企業の実態を無視しているとの反対意見があった。また、日本税理士会連合会は、小会社における計算書類の適正担保のスキームとして、小会社に過重な負担を課さない、その実態に即した制度を導入すべきであるとし、計算書類の正確性を確保するため、税理士等会計専門家が、実在性、網羅性、期間配分の適正性及び表示の妥当性について検証することによる適正担保制度の導入を要求する意見書を提出した（以上、相澤、2004）。

このような意見等を踏まえて、平成16（2004）年6月に法制審議会会社法（現代化関係）部会から「会計参与（仮称）」制度が提案され、平成17（2005）年制定の会社法に規定されることとなった。

なお、会社法では会計監査人設置の自由化が図られたことから、中小企業であっても会計監査人を選任することにより、法定の機関による計算書類の信頼性保証の制度を利用できるようになった。しかし、現実には、コスト面の制約から会計監査人を選任する中小企業はほとんどないと思われる。

Ⅳ　保証業務 vs. 関連業務

これ以降は、ここまでの議論を踏まえて、第１表に示した議論の枠組みにしたがって、中小企業の会計情報の信頼性確保のあり方を考察する。まずは、中小企業の会計情報の信頼性確保の方法として、保証業務と関連業務を検討する。

１　保証業務の概念

国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board）は、公認会計士が実施する監査、レビュー業務を含む様々な保証業務について、「保証業務の国際的枠組み」を設定している。そこでは、保証業務（Assurance Engagements）は、「業務実施者が、基礎にある主題を規準によって測定又は評価した結果について、責任当事者以外の想定利用者のその結果に対する信頼の程度を高めることを意図した結論を表明するために、十分かつ適切な証拠を収集することを目的とする業務」と定義されている(IAASB, 2013, par.10)。この保証業務は、業務実施者が獲得する確信（心証）の程度と結論の表明形態の違いによって、合理的保証業務と限定的保証業務とに分類される。

また、保証業務の構成要件として、①三当事者（責任当事者、業務実施者、及び想定利用者）の存在、②適切な基礎にある主題、③適合する規準、④十分かつ適切な証拠、及び⑤合理的保証業務又は限定的保証業務に適合する、書面による保証報告書、という５つが識別されており（IAASB, 2013, par.26)、具体的な業務が保証業務に相当するかどうかは、上述の定義とこれらの構成要件に照らして判断される。

第４表は、「保証業務の国際的枠組み」を参考にして、保証業務の範囲と内容を整理したものである。

第４表　保証業務の範囲

保証業務（最広義）			
保証業務（広義）（職業会計士等プロフェッショナルが関与）			・業務実施者を問わない ・行政による各種適正マーク ・業界による各種適正マーク など
保証業務（狭義）	保証業務の定義を満たすがIAASB（2013）のいう保証業務ではない業務	保証業務の定義を満たさない業務	
・監査証明業務 □財務諸表の適正性の監査 □内部統制の有効性の監査 など ・コンプライアンスの保証　など	・会計、監査、税務等に関する訴訟手続において証明するための業務 ・利用者が何らかの保証を得ようとする、職業的専門家の意見、見解又は標記を含む業務	・合意された手続 ・調整 ・税務申告書の作成 ・コンサルティング業務	

出典：IAASB（2013）、内藤（2014、４頁、図表序-1）に基づいて作成。

以下では、この整理に基づいて、（狭義の）保証業務と保証業務の定義を満たさない関連業務（Related Services）の性質を確認する。

２　保証業務

会計情報の信頼性確保に関連する保証業務は、合理的保証業務である監査（Audit）と、限定的保証業務であるレビュー（Review）からなる。日本の金融商品取引法上は、「監査証明業務」として「監査」と「四半期レビュー」が規定されている。

監査とは、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて、監査人が意見を表明することにより、想定利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために行われる業務である。また、レビューとは、財務諸表が、すべての重要な点において、適用可能な財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと監査人を信じさせる事項が認められないかどうかに関し、結論を表明することにより、

想定利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために行われる業務である。

なお、第１表では、保証業務の内訳として「その他の保証業務」を識別し、具体例として「経営者保証ガイドラインに基づく業務」等を示している。これについては後述する。

３　関連業務（AICPA, 2014; IFAC, 2016）

保証業務以外の会計士業務は、一般に、合意された手続（Agreed upon procedure)、調製（Compilation)、及び作成（Preparation）として整理され、関連業務と呼ばれている。

① 合意された手続とは、業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務をいう。実施される手続が主題に責任を負う者又は限られた利用者との間の合意によって特定されるため、業務実施者が自らの判断により証拠を入手しないこと、及び、手続の結果のみが報告され、結論が報告されないことから、保証業務の定義を満たさない。

② 調製とは、業務実施者が、財務情報の作成及び作成への関与を行う業務をいう。業務実施者が財務情報の作成及び作成への関与を通じて、主題及び主題情報に対して責任の一部を担うことになることから、保証業務の定義を満たさない。

③ 作成とは、財務諸表の作成業務をいい、当該財務諸表に対する監査、レビュー又は調整業務は提供しない。当該財務諸表が第三者に利用又は提示される場合であっても、いかなる報告書も提出しない。財務諸表の各ページに「いかなる保証も提供しない」旨を記載する。

関連業務は、「保証業務の国際的枠組み」が定義する保証業務ではないが、公認会計士等の会計職業専門家が上記のような関与をすることにより、保証対象（例えば、財務諸表）の利用者がなんらかの保証を与えられたと知覚する可能性がある業務である。

V　法定 vs. 任意

次の議論の軸は、中小企業の会計情報の信頼性確保の方法として、保証業務又は関連業務の実施の依頼を強制するか、任意とするかである。これに併せて、業務実施者についても検討する。

1　保証業務（法定・任意）

⑴　監査証明業務ー法制度ー

まずは、狭義の保証業務の代表例として、監査証明業務を検討する。これは、金融商品取引法第193条の２第１項及び第２項において法定されている財務計算に関する書類の監査証明であり、監査証明業務の実施者は、公認会計士又は監査法人に限定されている。

では、監査証明業務は、公認会計士又は監査法人の独占業務なのであろうか。公認会計士法第２条第１項には「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」との規定があり、第34条の５第１項では「監査法人は、第２条第１項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。（以下、略。）」と規定されている。また、第47条の２では、「公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第２条第１項に規定する業務を営んではならない。」と業務実施の制限が定められている。したがって、公認会計士法上、財務書類の監査証明業務は、公認会計士又は監査法人以外には行えない。

ここで、財務書類とは、「財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類をいう。」（第１条の３第１項）と定義されている。その他財務に関する書類の範囲は解釈による。また、監査又は証明とは、以下のように解されている（羽藤、2004）。

①　監査：他人の作成した決算書類の記帳計算に不正誤謬がないかを検し、

その決算書類が当該企業の真の財政状態及び経営成績を現すように適当に調整されているかどうかを検査すること。他人のなした記帳計算の正否を検する方法。

② 証明：監査の結果に基づき他人の作成した財務書類が適法正確であることを確認する行為であり、米国の例によれば多くは要式行為とされている。要式行為とは、意思表示だけでなく、契約書等の書面の作成を必要とするなど、法律上定められた一定の方式に従って行わないと不成立又は無効とされる法律行為をいう。

(2) 監査証明業務－理論－

以上の整理から明らかなように、業務実施者の観点からは、公認会計士法が規定する第２条１項業務（財務書類の監査又は証明）の範囲はどこまでかが問題となる。公認会計士法の文言に基づけば、①財務書類を対象とする監査証明業務（法定・任意）と、②財務書類以外を対象とする法定の監査証明業務は、公認会計士又は監査法人の独占業務といえよう。また、松本（2014、60頁）は、監査証明業務を独占業務とする制度的な趣旨（公益性の重視）から、「想定利用者が３番目の当事者として存在すること」も、公認会計士又は監査法人の独占業務とする条件として加えている。

さらに、松本（2014）は、「会計士と税理士という専門職業間での取り組みの違いは、わが国会計士が本来の監査業務と保証業務を切り分けることなく、両業務間の曖昧さを残したまま、なるべく独占業務としての１項業務に含まれるような業務領域を指向していると解される。」とし、第５表のように法定による第２条１項業務、あるいは監査証明業務としての業務領域の拡張を整理している。そして、「１項業務として職業会計士が独占的に提供していたとしても、必ずしも保証業務の中の監査としての要件を満たさないものまで、監査として扱われていることになる。」との見解を示している。

第５表は、このような観点から、法律に基づき公認会計士による「監査」業務と位置づけられている業務を整理し、保証業務への適合度（△は適合度

が低いことを意味する）を示したものである。

第５表　法律に基づき公認会計士による「監査」業務と位置づけられている業務

監査の名称（保証業務への適合度）	監査の名称（保証業務への適合度）
財務諸表監査（○）	労働組合監査（△）
内部統制監査（○）	社会福祉法人監査（△）
会社法監査（○）	政党助成法監査（△）
信用金庫監査（○）	特定目的会社監査（△）
労働金庫監査（○）	投資事業有限責任組合監査（○）
協同組合監査（○）	投資信託及び投資法人監査（△）
農林中央金庫監査（○）	独立行政法人監査（△）
学校法人監査（△）	地方独立行政法人監査（△）
一般社団法人・一般財団法人監査（○）	国立大学法人監査（△）
公益社団法人・公益財団法人監査（○）	放送大学監査（△）

出典：松本（2014、64-67頁、[図表4-2]）に基づいて作成。

⑶　経営者保証に関するガイドライン

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業庁・金融庁の後援、日本商工会議所・全国銀行協会が事務局となり、経営者保証の提供がない状態での融資や保証債務の整理における中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルールとして策定・公表されたガイドラインである（経営者保証に関するガイドライン研究会、2013）。

経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などにより、経営者保証の課題・弊害を解消し、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企

業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としている。この制度では、以下のような外部専門家（公認会計士、税理士等）の関与が要請されている。

① 法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとりを、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。こうした整備・運用の状況について、外部専門家（公認会計士、税理士等）による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。

② 資産負債の状況、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保すること。情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく外部専門家の関与例として、①役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制等の確立について、公認会計士による合意された手続の実施、②計算書類の作成に携わった公認会計士・税理士による「中小企業会計指針」又は「中小企業会計要領」の適用状況の確認（チェックリスト）、③税理士による書面添付がある（坂本・加藤、2017）。これらは、新たな任意の保証業務が実施される可能性を示していると思われる[4)]。

2　法定の関連業務

次に、法定の関連業務として捉えられる会計参与について検討する。

4）信用保証協会による保証は、事業者が金融機関から事業資金を調達する際に、協会による「信用保証」を通じて資金調達をサポートする制度であり、この制度を利用すれば、原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要（個人事業者の場合、保証人は原則不要）、無担保での融資が受けられる。この制度は、会計職業専門家による保証を代替する機能を有すると解される。

会計参与は、株主総会により選任され、会計に関する専門的識見を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・債権者に対して開示すること等を職務とする会社の機関である。この制度は、外部第三者による保証ではなく、計算関係書類の作成に専門家が関与することにより、計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めることを目的として、2005年「会社法」により導入された。中小規模の株式会社における公認会計士、税理士又は税理士法人による関与を想定した制度と考えられる。

このような理念で制度化された会計参与制度であるが、十分に利用されているとは言い難い。日本税理士連合会（2015、59頁）によれば、税理士30,217名を対象とした調査において、会計参与に就任している者は600名（2.0％）、今後就任する予定の者は423名（1.4％）にすぎない。また、帝国データバンク（2013、45頁）によれば、中小企業1,151社を対象とした調査において、会計参与制度をすでに導入している企業は5.20％、今後導入する予定である企業は1.10％という状況である。

このように会計参与制度が普及していない理由として、会計参与を置く会社については、ニーズがない又は報酬負担が重いことが考えられ、会計参与となる会計職業専門家については、法的責任が重い又はそれに見合うだけの報酬が得られないことが考えられる。日本税理士会連合会（2010）は、「税理士法人の就任件数は把握していないが、その普及は進んでいるとは言えない。（中略）税理士の関与先である中小企業は依然として厳しい経営環境が続いている。会計参与に係る報酬を支払う余裕のある中小企業は依然少ないと思われ、それが普及の伸び悩みの一因となっているものと思われる。」との見解を示している。

3　任意の関連業務

最後に、任意で実施されている関連業務として、書面添付制度とチェックリストの活用等を取り上げる。

⑴　書面添付制度

書面添付制度とは、一般に、納税者が、税理士法第33条の２に規定する書面（税理士が申告書の作成等に関し、計算し、整理し若しくは相談に応じた事項又は審査した事項等を記載した書面）を申告書に添付して提出した場合、従来の更正前の意見陳述に加え、事前通知前の意見聴取の権利が与えられる（税理士法第35条第１項）という制度である。これは、税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図るために従来の制度を拡充するものであり、税務の専門家である税理士に対して付与された権利の１つと考えられている。また、納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化され、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、ひいては納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成等に資するものと捉えられている。

しかし、書面添付制度の利用実態に関する調査結果からは、書面添付制度があまり普及していない実態が見て取れる。財務省（2016、151頁）によれば、2015年度に法人税の申告に税理士が関与した割合は88.40％であり、そのうち書面添付があった申告書の割合は8.60％にとどまる。

⑵　チェックリストの活用等

例えば、税理士による「中小企業向け融資クライアントサポートローン」がある。これは、税理士が中小企業の計算書類を作成したことを確認する「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」を提出することにより、融資手数料が優遇される仕組みである。審査結果により、融資を受けられないなど、要望が通らない可能性もある。また、「TKC 戦略経営者ローン」は、TKC 全国会と業務提携した金融機関による、TKC 会員の関与先企業専用の融資商品であり、原則として無担保、第三者（個人）保証無しで融資が受けられる。「記帳適時性証明書を活用した融資商品」は、株式会社 TKC が発行する「記帳適時性証明書」を融資や金利優遇の判断に活用した融資商品であり、融資条件・金利の優遇が受けられる。

これらは、税理士と企業との契約に基づく任意の関連業務の例であるが、

保証業務に類似した業務と解することもできる。

Ⅵ　中小企業における会計情報の信頼性確保のあり方

ここまでの議論に基づいて、中小企業における会計情報の信頼性確保のあり方を考えたい。議論の軸のうち、保証業務による信頼性確保か、関連業務による信頼性確保かについては、以下の理由により、関連業務によることが望ましいと考える。

まず、中小企業の特質から、以下の諸点において保証業務（＝監査証明業務）の受け入れ体制は整っていない企業が多いと思われる。

・経理財務担当者が少ない。
・内部統制が未整備であるか、有効性が低い。
・何らかの監査が実施されたとしても、監査人自身が相当量の会計業務の処理にあたらなければならない（武田、2000、15-16頁）。
・監査証明業務には指導機能も存在するが、まずは経営者が適正な計算書類を作成することが前提であること。

また、業務実施者の制約という観点も重要である。保証業務を実施する場合、業務実施者には、相応の独立性や品質管理が求められるとともに、規制当局による検査・監督の対象となる可能性もある。これらのことは、業務実施者の責任と報酬の問題にもつながる。保証業務には相応の責任が伴うことから、会計職業専門家が負う責任に見合った報酬が支払われるか（中小企業に負担能力があるか)、あるいは、受入体制が十分ではない中小企業において、負うべき責任に見合った業務を実施することができるかが問題となる。

さらに、中小企業における会計情報の信頼性確保において、会計職業専門家による監査証明業務（保証業務）に対する需要は多くないと考えられる。資金調達や取引にあたって相手方から監査等の保証を求められた場合には、その都度、監査証明を受ければよいであろう。

中小企業における会計の役割としては経営管理への役立ちが重要であり、中小企業の実態を併せて考えれば、関連業務（とくに会計参与制度又は調製

ないし作成業務）による信頼性確保が望ましいと考える[5]。

２つめの軸である、保証業務又は関連業務による信頼性確保の方策を法定するか、任意とするかについては、以下の理由により、法定することは時期尚早であり、任意とすることが望ましいと考える。

会社法の規定では、中小企業であっても、監査役、監査役会又は会計監査人による会計監査を受けるか、会計参与による作成への関与を選択できるが、現実には、これらはほとんど選択されていないと解される。また、会計参与制度や書面添付制度の実態を見ても、会計情報の信頼性確保について、中小企業あるいはその利害関係者の需要が十分にあるとは思えず、業務提供者の意欲も感じられない。さらには、個別企業だけでなく社会制度としても、法定するベネフィットがコストに見合うかどうかは判然としない。

このような状況に鑑みれば、まずは、融資目的など個別の需要に応じて任意に業務を実施し、実績を積み重ねるべきである。保証業務ないし関連業務の実施が社会的拡がりを見せれば、法定することも視野に入るであろう。

なお、このように実態に即して法定の是非を考えるのではなく、「中小企業の育成・発展」や「有限責任制に相応の負担を求める」などの政策目的実現のために法定の必要性を考えることもできる。しかし、政策目的による中小企業への保証業務又は関連業務の法定に関する議論は、本稿における考察の範囲外であり、残された課題である。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

引用文献

American Institute of Certified Public Accountants（AICPA）（2014）, Statement for Accounting and Review Services（SSARS）No. 21, *Statements on Standards for Accounting and Review Services: Clarification and Recodification*. AICPA.

International Auditing and Assurance Standards Board（2013）, *International Framework for Assurance Engagements*. International Federation of Accountants.

5） 新日本有限責任監査法人（2010、９頁）によれば、中小企業経営者が会計専門家に望むサービスは、「決算書類等の分析、経営指導・助言等」が56.9％と最も多く、「会計処理の指導等」が 22.5％、「決算書類の作成」が16.7％と続いている。

International Federation of Accountants (IFAC) (2016), *Choosing the Right Service: Comparing Audit, Review, Compilation and Agreed-Upon Procedures Services*. IFAC.
相澤哲（2004）『会社法制の現代化に関する要綱試案に対する各界意見の分析』（別冊商事法務No. 273）商事法務.
新井清光（1986）「商法監査問題研究会の検討を終えて」『企業会計』第38巻第6号、60-69頁.
浦崎直浩編著（2017）『中小企業の会計監査制度の探求　特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文舘出版.
河﨑照行（2016）『最新 中小企業会計論』中央経済社.
金融庁（2012）企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議（平成24年3月29日）資料「我が国企業のカテゴリー（資料1-2）」＜https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20120329/02.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.
経営者保証に関するガイドライン研究会（2013）「経営者保証に関するガイドライン」日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会＜https://www.jcci.or.jp/chusho/kinyu/31205guideline.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.
国税庁（2017）『統計年報』＜https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/hojin2015/hojin.htm＞（2018年11月25日閲覧）.
財務省（2016）「平成27事務年度国税庁実績評価書」財務省＜https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2015/evaluation/2810ntahyokazentai.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.
酒巻俊雄（2004）「会計参与制度の問題点と課題」『判例タイムズ』No. 1158、84-94頁.
坂本孝司・加藤恵一郎（2017）『中小企業金融における会計の役割』中央経済社.
新日本有限責任監査法人（2010）『平成21年度　中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果【報告書】』＜http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/101109KE-1.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.
武田隆二編著（2000）『中小会社の計算公開と監査：各国制度と実践手法』清文社.
中小企業庁（2016）『中小企業・小規模事業者の数等（2014年7月時点）の集計結果を公表します』＜http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2016/160129chukigyocnt.html＞（2018年11月25日閲覧）.
帝国データバンク（2013）『平成24年度　中小企業における会計の実態調査事業報告書』＜http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/ E003483.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.
内藤文雄（2012）『財務情報等の監査・保証業務』中央経済社.
日本監査研究学会（1989）中小会社監査研究部会（部会長：高柳龍芳）編『中小会社監査』第一法規出版.
日本税理士連合会（2010）「企業統治における会計参与の役割に関する意見」（法制審議会会社法制部会（平成22年5月24日）における資料）日本税理士連合会.
日本税理士連合会（2015）『第6回税理士実態調査報告書』日本税理士連合会.
羽藤秀雄（2004）『改正公認会計士法　日本の公認会計士監査制度』同文舘出版.

富士経済（2015）『平成26年度　中小企業における会計の実態調査報告書』（経済産業省中小企業庁委託事業）富士経済＜http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000633.pdf＞（2018年11月25日閲覧）.

法制審議会商法部会・商法監査問題研究会（1986）『商法監査問題研究会報告書』法務省.

法務省民事局参事官室（1984）『大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点』法務省.

法務省民事局参事官室（1986）『商法・有限会社法改正試案』法務省.

松本祥尚（2014）「保証業務と２条１項業務」内藤文雄『監査・保証業務の総合研究』中央経済社、57-70頁.